

デジタル改革関連法案の参議院本会議での可決・成立に抗議する会長談話

1 談話の趣旨

2021年（令和3年）5月12日、参議院本会議において、デジタル改革関連6法案が、自民党、公明党などの賛成多数により可決・成立した。

本年4月28日、当会は「デジタル改革関連5法案の衆議院本会議採決に抗議するとともに、参議院において慎重な審議を求め、問題点を克服する修正がなされない限り廃案とするよう求める会長声明」を発出した。しかし、参議院での審議時間はわずか25時間に過ぎず、プライバシー・個人情報の保護に対する懸念や、権力監視の仕組みの強化、透明性の確保と情報公開の促進、地方自治の本旨に則った制度設計等の要請に応えることなく、慎重に審議されぬまま同法案は可決・成立した。当会は、各問題点を看過し、必要な修正が施されぬまま、極めて拙速な審議の上で同法案が可決・成立したことについて、改めて抗議する。

2 個人情報の保護・プライバシー権（憲法13条）と知る権利（憲法21条）の保障がなされない危険性があること

今般成立したデジタル改革関連法には以下の懸念がある。

流通するデータの多様化・大容量化への対応による利便性を強調する一方で、自己情報コントロール権を明記しておらず、以下に指摘するように、情報の主体である個人の権利・利益への配慮が十分なされているとは言い難く、プライバシーや個人情報の保護（憲法第13条）を後退させるおそれが強く危惧される。

現代は、インターネット、監視カメラ、顔認証システム、GPS装置など、大量の情報を収集・集積する技術が飛躍的に進歩し、大量の情報が収集・集積されていることに加え、マイナンバー（共通番号）制度も創設されるなど、公権力による市民に対する監視が強まっている。デジタル改革関連法では、国の諸機関や地方自治体から、内閣総理大臣をトップとするデジタル庁に集積された膨大な個人情報が、権利主体の同意なく、企業や公権力に提供され、目的外使用に供される危険がある。参議院審議の中で、与党側が推薦した参考人宍戸常寿東京大学教授は、「データの利活用によって監視に使われやすい仕組みには危険がある。公共の場所での顔認証などは全面的に禁止するなどの措置が望ましい」との意見を述べている。しかし、センシティブ情報の保有を禁止する

などの措置はとられておらず、個人の同意なく公権力が取得できる個人情報の種類や範囲を限定する規定は存在しない。また、他の情報との照合による個人情報の定義に関して、これまで国の行政機関等の場合、「容易照合性」は要件とされていなかったが、従前の個人情報保護法の定義に合わせる形で、これを要件とする内容に統一改訂されてしまっており、規律がむしろ後退したと言える。

さらに、自己のいかなる情報が公権力により収集され利用されているのかについて市民の知る権利（憲法第21条）も保障されなければならない。そのためには、官民で管理する個人情報全般の取扱いを監視・監督する独立した第三者機関が速やかに創設されるべきである。この点について、デジタル改革関連法では、附帯決議において、相当の理由や特別理由による個人データ共同利用については、個人情報保護委員会が行政機関を監督するとされている。しかし、個人情報保護委員会は、政府から独立した機関ではない上、その権限は、不適切な個人情報の取扱いについて勧告はできるものの（改正個人情報保護法案第158条）、個人情報取扱事業者等に対し認められている命令（同案第148条第2項、第3項）を発することはできず、民間部門に対するものと比較して不十分なものとなっている。

3 個人情報保護分野における地方自治への制約

個人情報保護の分野については、地方公共団体が国に先駆けて条例を制定してきた歴史があり、これを尊重して国と地方公共団体の分権的な個人情報保護システムが構築されてきた。しかし、デジタル改革関連法では、これまでの分権的な個人情報保護システムの在り方を根本から転換し、国による統一的な規制を行おうとするものである。このような制度は、各地方公共団体において、住民との合意のもとで構築してきた独自の個人情報保護の在り方を破壊し、公共団体による先進的な個人情報保護制度の構築を後退させるものになりかねない。今後、個人情報保護委員会を通じて、自治体を指導監督するとされたが、自治体において収集された個人情報をどのように管理するかは、自治事務の一環であり、国がこれを一方的に支配・統合することは、地方自治の本旨（憲法92条）、条例制定権（憲法94条）に違反するものである。同委員会による指導監督が自治体の優れた個人情報保護政策を抑制することになれば、条例制定権を侵害する恐れがある。

4 結語

今回成立したデジタル改革関連法は、以上のとおり、各問題点が看過されたまま成立してしまった一括法案である。当会は、改めてデジタル改革関連法案の可決・成立に抗議する。

今後は、個人情報保護委員会の活動が適切に行われているか、公権力による国民に対するデジタル監視体制にならないか、各種の懸念が現実のものになっていないか注視した上で、当会は、法律家として必要な法改正を要求していくことをここに表明する。

以上

2021年（令和3年）6月17日

千葉県弁護士会

会長 三浦 亜紀